

『駿河台大学教育研究』投稿規定

2018年10月18日決定

2021年 6月 3日改訂

1. 投稿資格

- (1) 投稿筆頭者は原則として本学専任教員とする。
- (2) 本学の非常勤講師が投稿する場合は、本学専任教員の紹介によるものとし、当該専任教員を推薦者とする。
- (3) 駿河台大学総合研究所客員研究所員の投稿を認める（投稿筆頭者の場合を含む）。
- (4) 上記以外の場合は『駿河台大学教育研究』編集委員会の審議を経るものとする。

2. 刊行

『駿河台大学教育研究』は年1回刊行する。

3. 申し込み方法

- (1) 執筆申し込みは所定の執筆申し込み用紙に必要事項を全て記入し申し込む。
- (2) 執筆申し込み用紙は、学務企画部学務企画課研究支援室に締め切り期日までに提出する。

4. 投稿原稿

- (1) 原稿の執筆は原則として『駿河台大学教育研究』執筆要領によるものとする。
- (2) 執筆要領が必要な場合は、学務企画部学務企画課研究支援室に請求する。
- (3) 『駿河台大学教育研究』に掲載されるのは、諸科学分野にわたるもので、未発表・未投稿のものに限る。ただし、口頭発表のみの場合はこの限りではない。
- (4) 原稿の種類は論文、研究ノート、書評、翻訳、研究会報告要旨、その他とする。
- (5) 共同執筆の場合は共著者の所属・氏名などを明記する。
- (6) 投稿原稿は定められた期日までに学務企画部学務企画課研究支援室に提出する。
- (7) 原稿の採否、掲載順序に関しては、『駿河台大学教育研究』編集委員会に一任する。

5. 編集と校正

- (1) 編集は全て『駿河台大学教育研究』編集委員会に任せることとする。
- (2) 校正は、原則として第2校まで執筆者の分担とし、校正段階での加筆訂正は原則として不可とする。

6. その他

- (1) 本紀要に掲載された論文等は原則として電子化（PDF化）し、本学のホームページや機関リポジトリ等を通じてWebで公開する。但し、電子化及びWeb上での公開について承諾を得ることが困難な場合には、当該論文等は非公開とする。
- (2) 不明な点の問い合わせ先は、学務企画部学務企画課研究支援室とする。

以上